みやざき創業アカデミー事業業務委託 仕様書

1　業務名

みやざき創業アカデミー事業業務委託

2　業務の目的

本事業では、創業を希望する者や創業して間もない者を対象に、創業に関するスキル習得や意識醸成などの学びの場を提供するとともに、交流会による横のつながりの提供を行うことで、創業の実現や事業の安定、成長を図り、10 年後、20 年後も事業が継続することで経済が活性化された状態を維持することを目的とする。

3　履行期間

契約締結日から令和８年３月１９日（木）まで

4　業務内容

受託者は業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。なお、本事業の運営にあっては、専門的知識やノウハウを有する人材を適切に配置し、事業効果の最大化を図るよう努力するとともに、正確・丁寧に実施すること。また、本市との間で十分な連絡、相談を行うことができる体制を構築すること。

（１）スクールの企画・実施について

ア　スクール受講生は、創業希望者又は創業後 3 年以内の者を対象とすること。
また、受講料とそれに伴うテキスト等について無料とすること。

イ　受講生は、１クール１０人程度とすること。
受講生については、広く機会を提供するために、１クール受講した者の再受講は認めない。

ウ　１クール４回の講座を年２回行い、講座１回あたり４時間程度とすること。なお、１クールの期間は３か月を予定しているが、３か月を超える提案を妨げるものではない。

エ　スクールを実施するための適切な体制を整え、講師は専門的知識や、ノウハウを有する人材を配置すること。また、提案書の中では、講師予定者の氏名とその実績について明記し、選定理由を明確にすること。

オ　講座内容については、以下のテーマを参考とし、受講生にとってより実践的かつ具体的なものとすること。（独自の実践的な講座内容がある場合はこの限りではない）
・ビジョン設定・事業計画の基礎

・資金調達・財務戦略

・マーケティング戦略・顧客開拓

・チーム構築・リーダーシップ

カ　各講座実施時に、受講生同士の交流を促進するような仕掛けについて提案すること。

キ　各講座実施の際は、１名以上の講師を派遣し実施すること。

ク　全４回の講座終了の後、受講生がビジネスプランや今後の展望などを発表する機会を設けること。また、全課程受講した者に対しては、修了式を行い修了証書を授与すること。

ケ　１クール終了後、中間報告を行うこと。また２クール終了後、実施報告書を提出すること。

コ　スクール運営に係る一切の業務及び費用を負担すること。運営方法等に関して、疑義が生じた場合は、都度市に相談し、市の同意を得た上で円滑な運営を図ること。

サ　企画提案の中で、スクールの運営等の実施に伴う成果指標について設定し提案すること。

シ　受託者は、受講生に対し、講座の感想や改善点についてアンケートを実施すること。

（２）受講生の決定について

受講生は、以下のいずれかの条件に該当する者の中から１クール１０人程度を選定すること。ただし、定員を超える推薦等があった場合の受講生の選定及び決定については、受託者に委ねる。

① 宮崎商工会議所及び佐土原町商工会主催の「創業スクール」受講生の中から宮崎商工会議所が推薦した者

② ①以外で、宮崎商工会議所及び市内５商工会（清武、田野、生目、高岡、佐土原）が推薦した者

③ 受託者が推薦した者

（３）その他について

ア　事業を広く周知するため、ソーシャルメディア等を活用し効果的に発信すること。

イ　事業の実施状況について写真などを活用し記録すること。

5　事業スケジュール

規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事前に事業スケジュールを作成し提案すること。なお、各業務の詳細な実施時期については、提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

6　個人情報の取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7　成果物

受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。

なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

（１）事業報告書　１部

本事業で得た各種データ等（記録写真等）は全て、報告書と併せてデータ納品（記録媒体等）することとする。

（２）事業報告書には以下の内容を記載すること。

業務	項目	詳細
みやざき創業アカデミー事業	基礎情報	日時、会場、アンケート結果
	参加者情報	住所、氏名、郵便番号、性別、創業・起業希望の分野、創業済みの場合はその分野
	講師情報	氏名、所属、経歴等
	事業周知	周知方法、デザイン等

8　成果物の権利関係

（１）本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。

（２）成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

（３）委託者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用でき、成果物は、委託者が原則として二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとするが、本市に不利益及び損害の生じることがない場合に限る。受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に不利益及び損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

9　留意事項

（１）　受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を

侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（２）受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

（３）受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

（４）受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

（５）受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許可なく複写又は複製してはならない。

（６）受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

（７）受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体)上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

（８）電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルス感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

１０　協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。